

こんにちは 家畜保健衛生所です

家保便り
令和2年
5月

★和牛血統矛盾に関する事例について★

最近、他県におきまして**和牛の血統矛盾**が相次いで確認されており、和牛の信頼を損ねる事案が多発しております。

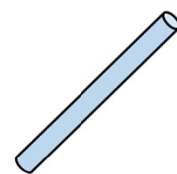
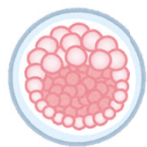
そのため、家畜改良増殖法に基づいた適切な和牛遺伝資源の適正流通及び保管等の実施について、今一度ご確認をお願いします！

特に、**家畜人工授精師・獣医師**の皆様におかれましては、和牛遺伝資源を的確に取り扱う者として信用を求められる他、家畜改良増殖法に基づいた各種証明書・家畜人工授精簿への記載・記録・保管等を含め、適切に業務を実施する必要があります！

* (別紙)の点について徹底をお願いします



★和牛遺伝資源の不正流通事案に関する情報の提供について★



「家畜改良増殖法の一部を改正する法律」「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」が国会で成立し、国としても施行に向けて和牛遺伝資源の海外への不正流出等の防止を徹底していく方向です。

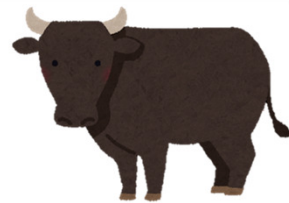
県内の皆様におかれましても、和牛遺伝資源の輸出を持ちかけられるといった勧誘等を受けた場合、速やかに県にご報告をお願いいたします！

家畜保健衛生所 業務第一課
〒639-1123 大和郡山市筒井町600-3
TEL 0743-59-1700 FAX 0743-59-1740

家畜保健衛生所 業務第二課
〒639-2204 御所市南十三152-1
TEL 0745-62-2440 FAX 0745-62-8771



奈良県畜産課 畜産振興係
奈良市登大路町30
TEL 0742-27-7450 FAX 0742-22-1471



(別紙)

★家畜人工授精師及び獣医師における家畜人工授精 及び受精卵移植の適正実施について★



◆家畜人工授精用精液証明書及び家畜体内（体外）受精卵証明書の適正な管理

精液や受精卵 1本1本に対応した証明書がなければ、精液や受精卵を雌に注入（移植）することは出来ません！

* 証明書に適切な内容（裏面の「譲渡・経由の欄」も含む）が記載されていない場合、その証明書に効力はありません。

◆家畜人工授精簿への正確な記録及び保管

家畜人工授精や受精卵移植を行った時は、その実施内容に関する事項を家畜人工授精簿に記録し、5年間保存する必要があります！

* 使用した精液・受精卵の証明書は、授精証明書や受精卵移植証明書の交付前においては、家畜人工授精簿に添付する必要があります。（ストローについても照合のため、適切に保管をお願いします！）

◆授精証明書及び体内（体外）受精卵移植証明書の適切な交付

授精証明書及び受精卵移植証明書の交付に当たっては、対応した注入精液や移植受精卵の証明書を添付し、子牛登記上、実際に使用した精液ストローも併せて添付することとなっています！

* 授精証明書や受精卵移植証明書を交付しない場合についても、使用した精液や受精卵の証明書は、家畜人工授精簿に添付する必要があります。（証明書の裏面が確認出来るように添付をお願いします！）

